

(午後三時三十分閉會)

植

密

院

綜合計畫局戰時物價部臨時設置制外二件審查委員會

昭和二十年二月二十八日(水曜日)宮中東三ノ間本院控室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

南(弘)顧問官

區
密
院

審査委員

潮 顧問官

深井 顧問官

三土 顧問官

南(歌) 顧問官

泉二 顧問官

百武 顧問官

國務大臣

小磯内閣總理大臣

松阪司法大臣

島田農商大臣

津島大藏大臣

説明員

三浦 法制局長官

佐藤 法制局参事官

今枝 法制局参事官

臼井 法制局参事官

植場 総合計畫局長官

松田 総合計畫局第一部長

梯田 総合計畫局参事官

森永綜合計畫局參事官
渡邊綜合計畫局參事官
山際大藏省總務局長
式村大藏省理財局長
久保大藏省外資局長
伊原大藏書記官
船津司法省刑事局長
齋藤司法書記官
重政農商次官
楠見農商省總務局長

西村農商省農政局長
最上農商書記官
堀合農商事務官
堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午後一時三十分開會)

南(弘)委員長開會ヲ宣ス

小磯内閣總理大臣ヨリ先ヅ戰時物價審議會官制(昭和二十年二月勅令第六十八號)ニ付本院ニ諮詢ノ奏請ヲ爲サザリシ理由ヲ辯明シ次デ本案三件ノ大綱ニ付説明アリ更ニ三浦法制局長官ヨリ補足的説明アリ

潮委員ヨリ

(一)曩ニ物價審議會官制ノ諮詢奏請アリタルニ拘ラズ戰時物價審議會官制ニ付其ノコトナカリシ所以ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣ヨリ戰時物價審議會ハ曩ノ物價審議會ニ比較シ

其ノ組織極メテ簡素輕快ナルガ故ニ特ニ之ガ設置ニ付諮詢奏請ノ手續ヲ爲サザリシ旨
(二)綜合計畫局戰時物價部ト農商省トノ物價ニ關スル職務權限ノ限界ヲ問ヒ新部局ノ設置ハ却テ機構ヲ複雑ナラシムルコトナキヤ
ヲ訊シ島田農商大臣ヨリ農商省ハ從來厚生軍需運輸通信ノ各省ト同様所管物資等ノ價格形成ニ關スル事務ノ外物價一般ニ亘ル事務ヲ掌リ來リタルガ各種研究ノ結果物價ニ關スル中樞機關ハ之ヲ内閣ニ設クルヲ適當

ト認メ茲ニ綜合計畫局戰時物價部ヲ設置シ
タルモノニシテ農商省ハ從來所管ニ來ル
價格形成ニ關スル事務ヲ掌リ其ノ間紛更ヲ
來スノ虞ナキ旨 夫々答辯アリ

深井委員ヨリ

- (一)物價ニ關スル現内閣ノ政策ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣ヨリ通貨ニ於ケル惡循環ノ波及防止並ニ生活水準ノ安定確保ニ在リ畢竟スルニ經濟秩序ノ維持ニ在ル旨
- (二)現下物價問題ノ要因ハ物資ノ不足日本銀

行ノ國債引受ニ因ム銀行券ノ無制限的發行
及日支貨幣換算率ノ一定ニ在リ然レバ此ノ
點ニ觸レズニテ如何ナル措置ヲ講ズルモ大
勢ヲ妥當ナラシムルコト能ハサルベシトシ
政府ノ所見ヲ求メ小磯内閣總理大臣ヨリ物
價問題ノ關聯スル所頗ル多岐ニ亘リ之ガ對
策ハ甚ダ容易ナラザルモ戰時物價對策審議
會ニ於テ充分ナル審議ヲ遂ゲ之ガ妥當ナル
解決ヲ圖ルベキ旨 夫々答辯アリ

三土委員ヨリ物價問題ハ多忙ナル内閣總理大

臣ノ片手間ニ解決ニ得ルモノニ非ズ寧ロ國務大臣ヲ主任者ト定メ之ガ徹底的檢討ヲ圖ルノ要アルベシトシ小磯内閣總理大臣ヨリ大藏大臣ヲ物價對策審議會ノ副會長トシ之ガ有效ナル活用ヲ圖ルベク而シテ同會ノ審議事項モ最終的ニ閣議ニ於テ之ヲ決スルモノナル旨答辯アリ

南次郎委員ヨリ從來動モスレバ時局ノ變化ニ應ジ機構改正ノ弊アルモ之ガ目的ハ現在機構ノ運営ニ依リ果スコト能ハザルヤヲ訊ニ小磯

内閣總理大臣ヨリ舊來ノ物價事務中基本的綜合的事項ハ寧ロ内閣ニ於テ統合スルヲ可トシ他面物價對策審議會ノ審議ヲ進メ又之ガ決定ヲ實施ニ移ス上ニ於テ事務的機構ノ存在ヲ必要トスル爲内閣ニ新部局ヲ設置スルコトト爲リタル旨説明アリ

泉ニ委員ヨリ特定物資就中金屬物資ニ付テノ公定價格ハ軍需増産ヲ期スル上ニ於テ隘路ヲ爲シアルガ故ニ之ガ例外的價格ノ設定ニ付考究スル所ナキカヲ問ヒ小磯内閣總理大臣ヨリ

戦時物價審議會ニ於テ充分審議ノ上適當ナル
解決策ヲ講ズベキ旨答辭アリ

潮委員ヨリ

- (一) 曩ニ農商省ノ臨時資材部ヲ廢止シタルニ
今回恰モ之ヲ復活スルガ如キ機構ヲ設ケニ
トスル理由ヲ問ヒ島田農商大臣ヨリ最近ノ
資材面ノ事情ハ寔ニ容易ナラザルモノアリ
然レバ之ガ爲専門ノ部局ヲ設ケ責任者ヲ定
メ以テ之ガ事務ノ圓滑ヲ期スルノ要アル旨
(二) 勤勞行政一元化ノ現況及之ト要員局設置

トノ關係ヲ問ヒ三浦法制局長官及植場綜合
計畫局長官ヨリ動員計畫ハ厚生省勤勞管理
ハ軍需省之ヲ擔當シ來リタルガ實施面ニ於
テ諸般ノ弊アルガ爲本年一月勤勞行政一元
化ノ方針ヲ樹テ之ガ具體策ヲ考究中ニシテ
勤勞ノミヲ獨立シテ厚生省若クハ特設ノ勤
勞省ノ所管トスルカ又ハ現在既ニ勞務ガ工
程ノ一部ト看做サレアル關係上之ヲ軍需省
ノ所管トスルカ最近ノ機會ニ於テ決定スベ
ク而シテ農林畜水産業要員ハ特殊ノ技能ヲ

要スルモノナル以上増産ノ見地ヨリ別途之
ヲ確保スルモノトシ要員局ハ即今之トノ接
觸面ヲ所掌セシメントスルモノナル旨夫
々答辯アリ

深井委員ヨリ從來物價問題ガ論議セラレ來リ
タルガ通貨方面ハ概シテ閉却セラレ當局ノ措
置モ亦資金ノ疏通ヲ圖ル方面ニ重點ヲ置キ通
貨ノ價值ヲ維持スルノ職能ヲ輕視シ來リタリ
其ノ結果トシテ資金ヲ輕シズルノ弊風ヲ生ジ
物價騰貴ノ因ヲ爲セリ本問題ニ對スル新大臣

ノ所見如何ヲ問ヒ津島大藏大臣ヨリ(一)通貨ト
物價ハ施策ノ如何ニ依リ必ズシテ相比例スル
モノニ非ザルコトハ統制遍キ今次大戦下ノ情
況ヲ前世界大戦時ニ於ケル情況ニ照セバ明瞭
ナリ然レドモ近時生産ノ増強ニ急ニシテ經理
ノ検査ナク又勞務資材ト見合スコトナク資金
ヲ増發シタル結果物價ニ惡影響ヲ及ボシワツ
アリート認メラル然レバ臨時資金調整法ノ運用
軍需會社等特別措置法ノ制定實施其ノ他軍需
會社ニ對スル前渡金ノ制限等ニ依リ産業資金

ノ放出調整ヲ圖ルト共ニ他面新興所得階層ニ
對スル課税及貯蓄ノ増強ニ付特殊ノ手段ヲ講
ズル等資金ノ放出吸收ノ兩面ニ亘リ極力施策
ヲ推進セント考慮シツツアル旨(ニ)外地殊ニ支
那ヨリスル物價騰貴ノ影響が日本ニ波及スル
點ニ付テハ爲替相場ノ確定換算率が我が國策
ニシテ支那當局亦之ヲ支柱トシツツアルニ鑑
ミ之ガ維持ヲ圖リツツ然モ之ニ基ク惡影響ヲ
遮断スルハ頗ル困難ナルガ日支間ノ物資ノ交
流ヲ嚴重ニ統制シテ殆ド戰力物資ニ限り而モ

消費者購買價格ハ會計操作ニ依リ之ヲ抑へ現
地ニ必要ナル資金ハ專ラ現地借入主義ヲトリ
一般送金ニ付テハ之ヲ極度ニ制限スル等確定
換算率ノ適用ヲ極力限局スルノ方途ヲトリツ
ツアル旨答辯アリ

三土委員ヨリ

(一)要員局ヲ農商省ノ内局トセス之ヲ臨時部
局トスル理由ヲ問ヒ三浦法制局長官ヨリ要
員局ハ豫算上臨時費ニ屬スル爲官制上ニ於
テ臨時部局トシタル旨

(二)新興所得階級ニ對スル税金及貯蓄ノ問題
津島大藏大臣ヨリ税金ニ付テハ徹底的調査
ニ基ク課税ノ周密ヲ期シ貯蓄ニ付テモ充分
ノ措置ヲ講ズベキ旨 夫々説明アリ

南次郎委員ヨリ農商省資材局ノ所管中締鐵資
源ノ確保ト配給ニ關シ明記ナキ所ヲ訊ク島田
農商大臣及重政農商次官ヨリ資材局ノ所掌事
項ヲ定メタル第十條中其ノ他ノ中ニ入ルモノ
ナルガ締鐵ハ軍馬ノ關係及山運送ノ増強上極
メテ重要ナルモノト認メラルルニ由リ今後尚

關係方面ト折衝ヲ續ケ之ガ所要量ノ確保ニ努
ムベキ旨答辯アリ

泉ニ委員ヨリ

(一)戰時物價部ノ所掌事務タル物價一般ニ關
スル事務ノ内容ヲ問ヒ更ニ同部ハ綜合計畫
局ノ一部ナルニ依リ同局官制第一條第二號
ヲ存スル以上新部局ノ所掌事務明記ノ要ナ
カルベシトシ三浦法制局長官ヨリ物價一般
トハ物價政策ノ基本ニ關スル事務各省ニ於
ケル物價ニ關係アル重要事項ノ綜合調整重

要物資等ノ價格形成ノ統一等ニ關スル事務
ナル旨而シテ此等ハ綜合計畫局所掌事務中
綜合國力ノ擴充運用ノ部面ニ入ルヲ得ルモ
從來ノ農商省ノ重要ナル職務ヲ之ニ移スモ
ノナルニ由リ特ニ之ヲ明記シタル旨
厚生省所管事務
(二)要員局所管事務トハ關係ヲ問ヒ島田農商
大臣ヨリ農林蓄水產業要員ヲ確保セザレバ
此等產業ノ經營上支障ヲ來スニ由リ之ガ基
幹タルベキ要員ヲ確保シ更ニ之ガ配置ノ適
正ヲ期スル上ニ於テ之ガ所管部局ヲ農商省

ニ設置スルノ要アリ而シテ厚生省トノ關係
ニ付テハ兩者間ニ充分ノ諒解ヲ遂ゲアル旨
夫々答辯アリ

百武委員ヨリ官公吏其ノ他公務員ノ綱紀弛緩
ヲ憂ヘ之等ノ不正行爲ニ對スル取締ノ徹底ニ
付訊シ松阪司法大臣ヨリ嚴罰方針ヲ以テ之ニ
臨ミツツアルモ闇取引ニ付テハ取締ノ徹底ヲ
缺キタル憾アリ今後適正ナル價格ノ定メラル
ルニ應ジ之ガ實行ヲ期シ違反者ハ從來ヨリ一
層酷シク摘發處罰ヲ加フベキ旨答辯アリ

南委員長以上ヲ以テ質問終了ト認め大臣及説
明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ
儘之ヲ可決セラシ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ
議決ス

仍テ南審査委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時四十分閉會)

貴族院令中改正案貴族院ニ提出ノ件外一件第
一回審査委員會

昭和二十年三月十二日(月曜日)宮中東三
ノ間本院控室ニ於テ開會

出席者

鈴木議長

審査委員長

清水副議長

審査委員